

## 農地法第4条・第5条の農地転用申請に必要な添付書類

(申請書 1部 添付書類 1部)

### 【最初に】

- ・申請書の上部に、必ず捨印を押印してください。
- ・有資格者（行政書士等）に申請を委任した場合は、必ず委任状を添付してください。

### 原則必要な書類

- 土地の登記事項証明書（※）・・・全部事項証明書に限る
- 公図の写し・・・申請地及びその周囲の地番・地目・地積・所有者名を記載
- 位置図・・・最寄りの公共施設から申請地までの直線距離を表示
- 付近状況図・・・申請地を中心に半径500メートルの状況を示すこと
- 土地利用計画図・・・申請地に建設予定である施設の位置・面積・配置を示すこと  
その他付帯施設等についても記載すること
- 必要な資力を証する書面（※）・・・融資証明、残高証明等 預金通帳の場合は原本確認が必要
- 見積書（※）・・・転用にかかる経費の根拠となる書類等
- 所有者であることを証する書面（※）・・・申請者が土地登記簿に記載された所有者と異なる場合  
(相続が未登記の場合→相続関係説明図、戸籍謄本等)  
(住所が違うとき→住民票等)

次の場合は、以下の書類を上記のほかに提出してください。

#### ◆権利の取得者が法人の場合

- 法人の登記事項証明書（※）又は定款の写し（原本証明のあるもの）

#### ◆既に転用している（農地以外として使用している）場合

- 始末書・・・今後は農地法を遵守する旨を記載

#### ◆譲受人が沼田市外在住の場合

- 住民票の抄本（※）

#### ◆転用目的が太陽光発電設備の場合（FIT認定を必要とするもの）

- 経済産業省の事業計画認定通知書の写し

#### ◆転用目的が太陽光発電設備の場合（FIT認定を必要としないもの）

- 電力売電契約書の写し
  - 小売電気事業者を営もうとする者の登録通知
  - 送配電事業者との接続契約書の写し
- } 自己託送制度を利用する場合を除く
- 一般送配電事業者からの「託送供給の承諾のお知らせ」（自己託送制度を利用する場合添付）
  - 事業スキームの説明資料

### 【備考】

（※）のついた証明書等については、申請日前3か月以内のものを提出してください。

（次ページも併せて確認してください。）

#### ◆その他の場合

- 所有者の同意を証する書面 . . . 所有権以外の権限に基づいて申請する場合
- 耕作者等の同意を証する書面 . . . 申請地に転用行為の妨げになる権利が設定されている場合  
(地上権・永小作権・賃貸借権等)
- 他法令の許可があったことを証する書面 . . . 申請に関して他法令の許可が必要な場合
- 給水証明 . . . 簡易水道給水区域の場合
- 土地改良区の意見書(※) . . . 申請地が土地改良区域内の場合
- 水利権者その他関係権利の同意書 . . . 取水または排水につき同意を要する場合
- 農地復元計画書 . . . 一時転用の場合
- 平面図・縦断図・横断図 . . . 一時転用による埋立・盛土の場合
- その他参考となるべき資料 . . . 農業委員会、知事が必要と認めて提出を求めた場合

#### 【備考】

(※) のついた証明書等については、申請日前3か月以内のものを提出してください。

ご不明な点については、沼田市農業委員会事務局までお問合せください  
TEL 0278-23-2111